

「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案等に対する意見募集について

令和8年3月12日
公正取引委員会

サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として、令和7年7月以降、「企業取引研究会」（座長：神田秀樹 東京大学名誉教授）を開催し、議論を重ねてきました。

企業取引研究会における議論を踏まえて、前記課題に対応するため、公正取引委員会は、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案（公正取引委員会告示）（別紙1）、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」案（公正取引委員会告示）（別紙2）、「『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法』の運用基準」案（公正取引委員会事務総長通達）（別紙3）及び「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案（別紙4）を作成しました。つきましては、本件について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電話	03-3581-3373（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

記

(1) 意見募集対象

- ・「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案（別紙1）
- ・「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」案（別紙2）
- ・『「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」の運用基準」案（別紙3）
- ・「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案（別紙4）

(2) 資料入手方法

- ア e-Gov に掲載
- イ 公正取引委員会のホームページに掲載

(3) 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）及び前記（1）の意見募集対象のうちいずれの案に対する意見であるかを明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話及び郵送による意見は原則として受理いたしかねます。

ア e-Gov 意見提出フォームの場合

「e-Gov」(URL : <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) 画面中の「意見募集案件」の「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案等に対する意見募集について」から、意見募集要領等を確認後、「意見入力へ」のボタンをクリックし、意見入力画面から提出を行ってください。

イ 電子メールの場合

- メールアドレス : kitori_1001-O-jftc.go.jp
- 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課宛て
- ※電子メールの形式はテキスト形式としてください。添付ファイルやウェブページへのリンクによる意見は受理いたしかねます。
- ※電子メールの件名を「告示案等に対する意見」と明記してください。
- ※迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。メール送信の際には「@」に置き換えて送信してください。

(4) 意見提出期限

令和8年4月13日（月）23：59必着

（5）意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります（御記入いただいた住所等は、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。）。また、意見提出者の属性（職業又は業種）、団体の意見か個人の意見かを明記の上、提出してください。

また、意見に対して個別に回答はいたしかねます。

なお、意見募集では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。